

論点の方向性についての結果報告

事務局提出資料

1. 論点の方向性についてのご意見とりまとめ結果

- 本仕様書案で定める標準化の範囲について、各構成員に意見を伺ったところ、以下のとおりであった。そのため、本標準仕様書では、市町村が実施する**成人検診、母子保健、予防接種事務を標準化の範囲**として記載する。なお、ガバメントクラウドで運用できる密接関連事務については、引き続きの検討課題。

【論点1】 標準化範囲の対象団体について

健康管理事務は主に市町村で実施していることから、本仕様書案は市町村事務を対象としたものとし、都道府県事務を対象としないこととしてはどうか。

検討会構成員様ご意見

➤ 問題なし

【論点2】 標準化範囲の分野について(衛生管理系業務の取り扱い)

標準化の検討範囲については、17の「業務ユニット」に係るシステムについて行うこととされており、健康管理分野は成人検診・母子保健・予防接種が対象とされているため、健康管理の仕様書では対象としないこととしてはどうか。

検討会構成員様ご意見

➤ 問題なし

【論点3】 標準化範囲の分野について

指定難病、小児慢性疾病、療養医療費助成、結核管理の事務については、事務の実施主体が一部の自治体であることや、結核管理の事務についてはNESIDで実施されていることから、本仕様書案の対象としないこととしてはどうか。

検討会構成員様ご意見

➤ 問題なし

標準化対象外事務の取扱いについて（検討・要望）

令和3年12月24日
地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化
に関する地方公共団体説明会
（障害者福祉・介護保険）厚生労働省説明資料

○標準化対象外事務については、基本的に標準準拠システムにその処理機能を実装する予定がないため、次のような対応を図る必要。

・1) **標準準拠システム内に用意されるパラメータを活用して、標準化対象外事務を処理**できるようにする。

・2) 標準化法第8条第2項に基づき、ノンカスタマイズ原則の例外機能。

※例外機能については、標準準拠システムを利用して標準化対象外事務を一体的に処理するほうが効率的であり、かつ標準準拠システムとの互換性が確保される場合に可能。

・3) **アドオンシステムを疎結合の形で構築し、API等の連携による方法。**

① アドオンシステムは、ガバメントクラウド上で運用できるか

② アドオンシステムを構築する場合は、責任分界点と保守体制を確保できるか

○アドオンシステムをガバメントクラウド上で運用できるかは、先行事業の結果を見て検討。

○厚生労働省としては、**標準化対象事務と密接に関連する事務は、その旨を標準仕様書に記載することにより、ガバメントクラウド上で処理できるようにしていただくよう要望。**

ガバメントクラウド

【標準化対象の事務】

標準準拠アプリ
(標準仕様に準拠したアプリケーション)
＜ノン・カスタマイズ＞

＜標準オプション
機能＞

独自施策

＜パラメータ＞

API連携等

【標準化対象外の事務】

＜密接関連事務＞

外部
システム

独自
施策
アプリA

独自
施策
アプリB

＜疎結合＞（アドオン）

○例えば、アドオンシステムとしてEUC機能の帳票作成ツールを疎結合の形で構築しAPI・CSV連携を行う場合、自治体はプログラミングレスに帳票レイアウトを編集できるようになる。

○ただし、適切に出力できない場合、その運用サポートを誰が担うかという問題がある。このため、**アドオンシステムを構築する場合には、責任分界点と保守体制を合わせて検討する必要。**

【論点1】標準化範囲の対象団体について

- ・市町村事務だけでなく、**都道府県事務についても標準化対象団体とすべきか検討**を行う必要がある。
(健康管理システム等標準化検討会(第1回) 資料5_健康管理システム等標準化における論点)



【論点に対する考え方】

- ・令和3年9月22日「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議」(※1)では、「都道府県と市町村とを比べ、**実施主体が多い方を想定して、標準仕様を作成することを基本**とする。」と提示されている。

※1 資料4「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」

【論点2】標準化範囲の分野について(衛生管理系業務の取り扱い)

・保健所設置自治体のため、衛生管理系業務(※1)も同一パッケージシステムで運用している。そのため、健康管理標準化の対象として検討してほしい。

(健康管理システム等標準化検討会(第1回) 自治体構成員様ご意見)



【論点に対する考え方】

・令和3年9月22日「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議」(※2)では、地方公共団体の基幹業務システムとは、国民生活に直接関係する事務に係る情報システムであって、相互に連携が必要なシステムを指す。具体的には「地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウト」で示されている17の「業務ユニット」に係るシステムを指すとされており、健康管理は成人検診・母子保健・予防接種を対象に整理されている。

・衛生管理系業務の実施主体は保健所である。

全地方公共団体のうち、保健所を設置している団体は8.8%と極めて少数

(保健所設置団体数 157 (都道府県:47、指定都市:20、中核市:62、保健所政令市:5、特別区:23))



【標準仕様書における対応方針】

・衛生管理系業務は、健康管理システムの標準化範囲外としてはどうか。

※1 衛生管理系業務・・医事衛生、薬事衛生、環境衛生、食品衛生

※2 資料4「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」

3. 論点の方向性について

【論点3】標準化範囲の分野について

・健康管理システムでは様々な分野が取り扱われており、健康管理を広義でとらえた場合、成人検診、母子保健、予防接種以外にも、**指定難病・小児慢性・療育医療費助成、結核管理**といった様々な分野が挙げられる。
(健康管理システム等標準化検討会(第1回) 資料5_健康管理システム等標準化における論点)



【論点に対する考え方】

主な分野	全地方公共団体のうち実施主体の割合	論点に対する考え方
指定難病医療費助成	3.7% ※都道府県、指定都市が実施主体	実施主体が極めて少数
小児慢性医療費助成	7.6% ※都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（区）が実施主体	
療育医療費助成	8.8% ※保健所設置自治体が実施主体	
結核管理		



【標準仕様書における対応方針】

- ・指定難病・小児慢性・療育医療費助成、結核管理は、健康管理システムの**標準化範囲外**としてはどうか。